

住居確保給付金のしおり

【住居を喪失するおそれのある方用】

三 田 市

目次

1	住居確保給付金について	P. 1
2	対象者（申請者）の要件①	P. 2
3	対象者（申請者）の要件②	P. 3
4	支給額の計算方法	P. 5
5	申請時に必要なもの	P. 6
6	申請から給付までの流れ	P. 7
7	受給中の義務	P. 8
8	常用就職した場合の届け出	P. 1 1
9	支給が中止となる場合	P. 1 1
1 0	延長・再延長について	P. 1 2
1 1	支給額の変更について	P. 1 2
1 2	支給の中断について	P. 1 2
1 3	再支給について	P. 1 3
1 4	給付金を徴収する場合	P. 1 3
1 5	申請書類チェックシート	P. 1 4

1 住居確保給付金について

離職、自営業の廃止（以下「**離職等**」という。）または個人の責任・都合によらない就業機会の減少（以下「**やむを得ない休業等による減収**」という）により離職や自営業の廃止と同程度の状況になり、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方を対象に家賃相当分の給付金を支給するとともに、三田市生活安心サポートセンターによる就労支援等を実施し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

～収入基準額～

申請者および申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が次の表の収入基準額以下である場合に住居確保給付金を支給します。

世帯の人数	収入基準額
1 人	1 1 8 , 3 0 0 円（基準額 86,000 円 + 家賃基準額 32,300 円）
2 人	1 6 3 , 0 0 0 円（基準額 124,000 円 + 家賃基準額 39,000 円）
3 人	1 8 9 , 0 0 0 円（基準額 147,000 円 + 家賃基準額 42,000 円）
4 人	2 1 7 , 0 0 0 円（基準額 175,000 円 + 家賃基準額 42,000 円）
5 人	2 5 1 , 0 0 0 円（基準額 209,000 円 + 家賃基準額 42,000 円）
6 人	2 8 7 , 0 0 0 円（基準額 242,000 円 + 家賃基準額 45,000 円）
7 人	3 2 5 , 4 0 0 円（基準額 275,000 円 + 家賃基準額 50,400 円）

～支給上限額～

住居確保給付金として支給する上限額は以下のとおりです。

（世帯全員の収入合計額に応じて、家賃基準額の範囲内で支給します。）



支給上限額					
世帯人数	1 人	2 人	3 ～ 5 人	6 人	7 人以上
家賃基準額	32,300 円	39,000 円	42,000 円	45,000 円	50,400 円

《支給の対象とならないもの》

管理費・共益費・借地代・住宅ローン・事業用として法人が賃借している物件の家賃・自営業等で経費として計上している物件の家賃

～支給期間・支給方法～

支給期間： **3 か月間**（一定の条件により 3 か月間の延長・再延長が可能）

支給方法：原則、三田市から貸主等へ直接振り込む（代理納付）

2 対象者（申請者）の要件①

離職や廃業・減収の要件については以下に該当する必要があります。

		該当 ☒
次のいずれかに該当すること		
1 【離職等に該当する方】 離職、自営業の廃止から <u>2年以内</u> である (ただし、上記の期間内に疾病・負傷・育児・介護などの理由により連続して30日以上求職活動ができなかった場合は、2年に求職活動できなかった日数を足した期間として考え、その期間が4年を超える場合は、4年とします)	☐	
2 【やむを得ない休業等による減収の方】 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある(会社都合等による減収・社会情勢の変動等による自営収入の減少)	☐	

次の1～6のすべてに該当すること		
1 住居を喪失したまたは住居を喪失するおそれがある	☐	
2 【離職等の場合】 離職等の日において、 <u>世帯の生計を主として維持</u> していた 【やむを得ない休業等による減収の場合】 申請する月において、 <u>世帯の生計を主として維持</u> している ※ <u>世帯の生計を主として維持</u> ＝世帯の「生計中心者」 ※必ずしも世帯主とは限りません。	☐	
3 【離職等の場合・自営業者で経営改善が困難な場合】 公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行える状態 ※医師から一切の就業を認められていない方は対象外です 【自営業者で経営改善が十分に見込める場合】 自立（事業再生）に向けた活動に意欲がある状態	☐	
4 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが地方公共団体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした給付金を受けてない	☐	
5 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない	☐	
6 生活保護を受給していない	☐	

3 対象者（申請者）の要件②

～収入要件～

申請者および申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が次の表の収入基準額以下であること。

世帯の人数	収入基準額
1 人	1 1 8 , 3 0 0 円（基準額 86,000 円 + 家賃基準額 32,300 円）
2 人	1 6 3 , 0 0 0 円（基準額 124,000 円 + 家賃基準額 39,000 円）
3 人	1 8 9 , 0 0 0 円（基準額 147,000 円 + 家賃基準額 42,000 円）
4 人	2 1 7 , 0 0 0 円（基準額 175,000 円 + 家賃基準額 42,000 円）
5 人	2 5 1 , 0 0 0 円（基準額 209,000 円 + 家賃基準額 42,000 円）
6 人	2 8 7 , 0 0 0 円（基準額 242,000 円 + 家賃基準額 45,000 円）
7 人	3 2 5 , 4 0 0 円（基準額 275,000 円 + 家賃基準額 50,400 円）

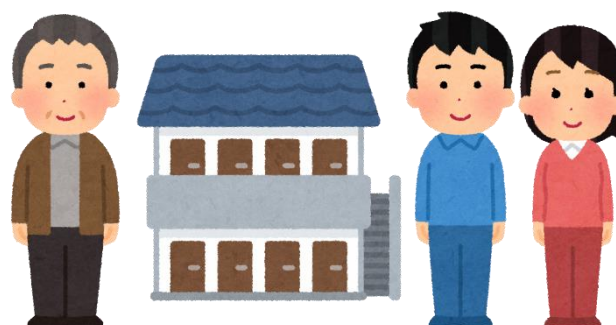
収入の内容によっては、収入として算定しないものもありますので、詳しくは P4 の収入・資産要件早見表をご確認ください。

～資産要件～

申請者および申請者と同一の世帯に属する方の金融資産の合計額が次の表の資産額以下であること。

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人以上
資産額	51.6 万円	74.4 万円	88.2 万円	100 万円

金融資産は、現金・預貯金・債権・株式・投資信託等のことです。生命保険・個人年金保険等は含みません。なお、負債がある場合、金融資産との相殺はしません。詳しくは P4 の収入・資産要件早見表をご確認ください。



収入・資産要件早見表

【収入要件】

算定対象	算定対象外
○税引前の稼得収入 ・賃金、賞与 ※通勤手当は算定対象外 ・事業収入（経費を差し引いた控除後の額） - 原稿料 - ネットオークションで得た収入（事業として行っている場合に限る） ※事業収入赤字は0円 ・役員報酬 ・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額） - 家賃収入 ○税引前の収入全般 ・失業等給付（国家公務員法退職手当法等の規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む） ・各種年金 - 国民年金 - 国民年金基金 - 厚生年金 - 厚生年金基金 - 共済年金 - 障害補償年金、遺族補償年金（労災保険） ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給 ・その他 - 仕送り（同居配偶者等以外） - 養育費（右記以外） - 婚姻費用分担金 - 慰謝料（継続的なもの） - 障害補償費（公害健康被害の補償等に関する法律） - 健康保険傷病手当金 - ボランティアで得た収入（交通費分は除く。）	○特定の目的のために支給される手当・給付 ・児童扶養手当 ・公的年金における子の加算額 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・児童手当 ・里親に支給される手当等 ・奨学金（貸与型・給付型は問わない） ・児童育成手当（自治体独自の手当） ・養育費（裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という「特定の用途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合） ○職業訓練受講給付金 ○各種保険金の受取 等 ・生命保険（配当金含む） ・損害保険 ・学資保険 ・産科医療補償制度において受け取る補償金 等 ○一時的な収入 ・慰謝料（一括で支払われるもの） ・仮払金（裁判所の賃金仮払い仮処分によるもの） ・通常短期間支給される手当・給付 - 休業補償給付、療養補償給付（労災保険） ・義援金 ・配当金 ・株式等の売却益 ・退職金 ・未支給年金 ・ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合） ○雇用継続給付（高齢・育児・介護） ○原則 22 歳以下かつ就学中の子の収入 ○給与等に含まれる通勤手当

【資産要件】

算定対象	算定対象外
○現金 ○預貯金 ○債権、国債 ○株式、出資金、投資信託、暗号資産	○生命保険 ・個人年金保険（養老保険） ・学資保険 ○確定拠出年金（個人型（iDeCo）・企業型）

4 支給額の計算方法

世帯の人数	基準額	家賃基準額
1 人	86,000 円	32,300 円
2 人	124,000 円	39,000 円
3 人	147,000 円	42,000 円
4 人	175,000 円	42,000 円
5 人	209,000 円	42,000 円
6 人	242,000 円	45,000 円
7 人	275,000 円	50,400 円

※家賃基準額は生活保護の住宅扶助基準

・世帯の収入合計額が基準額 以下 の場合、家賃基準額の範囲内で実家賃額を支給

・世帯の収入合計額が基準額 以上 の場合、下記の計算式により算出した額を支給

$$\text{支給額} = \text{基準額} + \text{実家賃額} - \text{一月の世帯の収入合計額}$$

※支給額は家賃基準額を上限とします。

【例 1】世帯（単身）・実家賃額（30,000 円）・世帯収入額（80,000 円）

〈基準額 86,000 円 家賃基準額 32,300 円〉

世帯収入額が基準額以下であり、実家賃額が家賃基準額以下のため、

支給額は 30,000 円

【例 2】世帯（単身）・実家賃額（50,000 円）・世帯収入額（110,000 円）

〈基準額 86,000 円 家賃基準額 32,300 円〉

基準額 86,000 円 + 実家賃額 50,000 円 - 世帯収入 110,000 円

= 26,000 円 → 支給額は 26,000 円

※実家賃額と支給額の差額である 24,000 円は申請者が負担

【例 3】世帯（3 人）・実家賃額（70,000 円）・世帯収入額（150,000 円）

〈基準額 147,000 円 家賃基準額 42,000 円〉

基準額 147,000 円 + 実家賃額 70,000 円 - 世帯収入 150,000 円

= 67,000 円 → 支給額は 42,000 円

※実家賃額と支給額の差額である 28,000 円は申請者が負担

5 申請時に必要なもの

① 住居確保給付金支給申請書「様式 1 - 1」

② 住居確保給付金申請時確認書「様式 1 - 1 A」

③ 本人確認書類（申請者分のみ）

運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、各種障害者手帳、各種健康保険証、住民票の写し 等

※マイナンバーカードの場合、個人番号記載面の写しは不要です。

④ 賃貸借契約書

⑤ 入居住宅に関する状況通知書「様式 2 - 2」

⑥ 離職等またはやむを得ない休業等による減収が確認できる書類の写し

【離職した方】

離職票、雇用保険受給資格者証、健康保険任意継続被保険者証など

（離職が確認できる書類がない場合は、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）

【廃業した方】

廃業届

【やむを得ない休業等による減収の方】

収入が減少したことが分かる書類

（自然災害や社会情勢などにより、申請者の意思にかかわらず雇用主から休業やシフトの減少を命じられたことが分かる書類や取引先企業の倒産や請負契約の停止等により減収を余儀なくされたことが分かる書類等）

⑦ 収入申告書または収支状況表「独自様式」

（申請者および申請者と同一の世帯に属する方のうち収入がある方全員分）

⑧ ⑦の収入申告書や収支状況表に記載した収入が分かる書類の写し

給与明細書、雇用保険受給の場合は雇用保険受給資格者証、各種年金を受給している場合は年金振込通知書など



⑨ 金融資産が分かる書類の写し

（申請者および申請者と同一の世帯に属する方のうち金融資産がある方全員分）

⑩ ハローワークに登録した求職番号が確認できる書類

【離職等の方・やむを得ない休業等により減収の方のうち、被雇用者（労働者）と経営改善が困難な自営業者】

（ハローワーク受付票など）

⑪ 自立に向けた活動計画「参考様式 10」

【やむを得ない休業等による減収の方のうち、経営改善が十分に見込める自営業者】

6 申請から給付までの流れ

① 申請に関する相談

三田市生活安心サポートセンターに相談してください。相談時に支給申請に必要な書類を交付します。

② ハローワーク等での求職申込みまたは経営相談先への相談申込

【求職活動を行い、常用就職を目指す方】

申請の相談時に求職活動が必要と説明を受けた方はハローワーク等の無料職業紹介所で求職登録を行い、求職番号を取得してください。

【経営相談を受け、経営改善による事業再生を目指す方】

自営業者のうち、経営改善による事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方は、経営相談先への事前相談の後、経営相談先へ相談申込を行い、助言等を受けながら自立に向けた活動計画を作成してください。

③ 入居住宅の貸主との調整

貸主または不動産媒介業者等に「入居住宅に関する状況通知書」を記載してもらい交付を受けてください。

④ 住居確保給付金の支給申請

申請に関する相談時に交付された申請書等に必要な書類を添えて、三田市生活安心サポートセンターに提出してください。

⑤ 住居確保給付金の審査・決定

審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、毎月の求職活動や自立に向けた活動を報告するための用紙が配布されます。

入居している住宅の貸主または不動産媒介業者等に対して、「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。

受給資格なしと判断された場合は、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の貸主または不動産媒介業者等に住居確保給付金が不支給決定となった旨を連絡してください。



7 受給中の義務

支給期間中は、受給者ご自身の状態に応じて、誠実かつ熱心に常用就職を目指す求職活動または自立に向けた活動を行う義務が発生します。

求職活動要件をチェック！

申請理由はどちらですか？

- ① 離職・廃業
or
② 休業等による収入減少

②

- ③ シフト減少（※）
④ ③以外の自営業者

④

事業を建て直す意思がある

いいえ

はい

①

③

A.公共職業
安定所等での
求職活動

経営相談先から
就労を進められた場合

活動計画の作成

経営相談先で
の経営相談

B.自立に
向けた活動



※自営業者であっても、実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いている者も含む

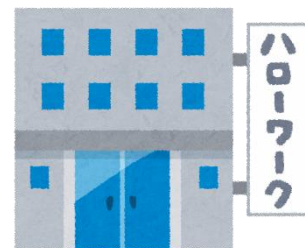
受給期間中の活動義務			
支給期間	初回支給 (1～3 か月目)	延長支給 (4～6 か月目)	再延長支給 (7～9 か月目)
離職等	A.求職活動	A.求職活動	A.求職活動
やむを得ない休業等による減収 (被雇用者(労働者))	A.求職活動	A.求職活動	A.求職活動
やむを得ない休業等による減収 (自営業者) → 事業再生が困難な場合	A.求職活動	A.求職活動	A.求職活動
やむを得ない休業等による減収 (自営業者) → 事業再生を目指す場合	B.自立に向けた活動	B.自立に向けた活動	A.求職活動

A.公共職業安定所等での求職活動



ハローワーク等で求職申込みを行った後、以下の活動を実施する必要があります。

- ① ハローワーク等での職業相談
- ② 求人先への応募
- ③ 三田市生活安心サポートセンターでの面談
- ④ プランに沿った活動



B.自立に向けた活動

経営相談による事業再生の意思がある場合は、事業再生が十分に見込めるか経営相談先で事前相談を行った後、以下の活動を実施する必要があります。

- ① 経営相談先での経営相談
- ② 自立に向けた活動計画の作成および取り組みの実施
- ③ 三田市生活安心サポートセンターでの面談
- ④ プランに沿った活動



A.公共職業安定所等での求職活動

① ハローワーク等で職業相談を受ける

月2回以上、ハローワーク等で職業相談を受ける必要があります。ハローワーク等の担当者から「職業相談確認票」の相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに確認印を押印してもらいます。

② 求人先へ応募または面接を受ける

原則として週1回以上、求人先へ応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。この活動はハローワークにおける活動に限ったものではないので求人情報誌や新聞折り込み広告・インターネットの求人サイトなども活用してください。活動を行ったら、「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌等の該当部分を添付して、報告書を作成してください。

③ 三田市生活安心サポートセンターの面接等の支援を受ける

月4回以上（うち1回以上は対面によること）、三田市生活安心サポートセンターによる面談等による支援を受ける必要があります。併せて、上記の「職業相談確認票」、「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書」とともに「収入申告書」または「収支状況表」を提出し、就職活動等の状況を報告してください。

④ プランに沿った活動を行う

三田市生活安心サポートセンターでプランを作成された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受ける必要があります。

B.自立に向けた活動

① 経営相談先で経営相談を受ける。

月1回以上、経営相談先（商工会、よろず支援拠点等）で面談等の支援を受ける必要があります。

② 自立に向けた活動計画に基づく取り組みを行う。

申請時に経営相談先の助言のもと作成した自立に向けた活動計画（住居確保給付金 自立に向けた活動計画）に基づいた取り組みを月1回以上行ってください。

上記①・②の活動内容をもとに「住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書」を作成してください。

③ 三田市生活安心サポートセンターの面接等の支援を受ける

月4回以上（うち1回以上は対面によること）、三田市生活安心サポートセンターへ面談等による支援を受け、併せて上記の「住居確保給付金 自立に向けた活動計画」、「住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）」とともに「収支状況表」と提出し、経営改善の取り組み状況を報告してください。

④ プランに沿った活動を行う

三田市生活安心サポートセンターでプランを作成された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受ける必要があります。

8 常用就職した場合の届け出

支給決定後に求職活動を行い常用就職した場合は、「常用就職届」を三田市生活安心サポートセンターへ提出してください。

「常用就職届」を提出した月の翌月以降、「収入申告書」を三田市生活安心サポートセンターへ毎月提出してください。

常用就職 = 期間の定めのない雇用契約 または 6か月以上の雇用期間が定められている雇用契約 による就職

9 支給が中止となる場合

以下に該当する場合は、住居確保給付金が支給中止となります。

- ① 誠実かつ熱心に求職活動や自立に向けた活動等の義務を行わない場合または就労支援に関する三田市および三田市生活安心サポートセンターの指示に従わない場合
- ② 常用就職または給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合
※収入に変動がある場合など、三田市が1か月の収入で支給中止すべきではないと判断した場合は、翌月の収入も収入基準額を超えているか確認してから支給中止します。
- ③ 受給中に常用就職したことおよび就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合
- ④ 受給中に住宅から退去した場合
- ⑤ 支給決定後、虚偽の申請など不適正な受給に該当することが明らかになった場合
- ⑥ 受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
- ⑦ 受給者または受給者と同じ世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
- ⑧ 生活保護を受給した場合
- ⑨ 受給者が疾病または負傷等のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は支給を中止します。また、中断期間中に受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- ⑩ 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合

10 延長・再延長について

受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間の延長が2回まで可能です。

（要件）

- ◆ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
- ◆ 世帯の収入と預貯金が一定額以下

【延長・再延長の申請時期】

受給期間の延長・再延長を希望される場合は、受給期間の最終月中に申請する必要があります。最終月を経過した場合は、申請できません。

11 支給額の変更について

以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。

- ◆ 支給対象の住宅家賃が変更された場合
- ◆ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下となった場合
- ◆ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合等で三田市内での転居が適当である場合

【変更申請】

申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わったまたは収入が下がったことが証明できる書類をお持ちのうえ、三田市生活安心サポートセンターへお越しください。

12 支給の中断について

支給の中断とは、住居確保給付金の受給期間中に疾病または負傷により求職活動を行うことが困難となった場合に、受給を継続できる制度です（その時点で決定済みの3か月間のみ）。

また、心身の回復により求職活動を行うことができるようになるまで延長・再延長の申請期限を延期することができます。

中断期間中は、原則として毎月1回、三田市生活安心サポートセンターに来所しての面談や電話・メール等により、体調および生活の状況について報告をする必要があります。

中断した場合の支給期間は、中断前と再開後を合わせて通算で最長9か月間となります。

1 3 再支給について

前回の住居確保給付金の受給終了月の翌月から起算して1年を経過しており、受給期間中又は受給終了後に常用就職した方や、給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した方が、その後新たに次のいずれかに該当した場合は、再支給を申請できることがあります。

- 解雇された場合
(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)
- 会社都合により離職した場合
(あらかじめ雇用期間が決まっており、更新されないことに合意していた場合を除く)
- 廃業した場合
(本人の責に帰すべき理由又は本人の都合による廃業を除く)
- 本人の責めに帰すべき理由又は都合によらず、給与その他の業務上の収入を得る機会が減少した場合

※再支給を受けるためには、このほかにも収入要件、資産要件などの支給要件を満たす必要があります。

1 4 給付金を徴収する場合

住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、既に支給された給付を三田市が徴収するとともに以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

15 申請書類チェックシート

申請時に必要な書類を準備する際にご活用ください。

申請時 必要書類	書類名	準備欄
	住居確保給付金支給申請書（様式 1 - 1）	☐
	住居確保給付金申請時確認書（様式 1 - 1 A）	☐
	本人確認書類	☐
	賃貸借契約書	☐
	入居住宅に関する状況通知書	☐
	離職したことが確認できる書類の写し	☐
	廃業したことが確認できる書類の写し	☐
	やむを得ない休業等による減収が確認できる書類の写し	☐
	収入申告書	☐
	収入申告書に記載した収入が確認できる書類の写し	☐
	収支状況表	☐
	ハローワーク等に登録した求職番号が確認できる書類の写し	☐
	自立に向けた活動計画	☐

～お問い合わせ先～

三田市生活安心サポートセンター

住所：三田市川除 675 番地

（総合福祉保健センター1 階）

TEL：079-550-9081

FAX：079-559-5704